

函館空港定期航空路線活性化事業助成事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館空港定期航空路線活性化事業助成金交付要綱第6条に定める助成対象事業の申込受付ならびに対象事業の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込回数)

第2条 要綱第2条に定める助成対象者が、各年度において助成を受けることができる回数は、国内旅行、海外旅行各1回の計2回、または、海外旅行2回までとする。

(助成総数)

第3条 年間の助成総数は20件、助成金総額2百万円を上限とする。
ただし、予算の範囲内において、件数を追加することができるものとする。

(申込受付件数の区分)

第4条 助成の申込は、4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の4期において、それぞれ旅行催行初日を含む事業を対象とし、申込の件数を均等とする。ただし、初年度は、4月～6月、7月～9月は対象外とし、10月～12月、1月～3月は各10件とする。なお、各期において規定件数に達しなかった場合は、当該件数を同年度内の次期募集件数に繰越を行うものとする。

(各期の申込期限)

第5条 各期の助成申込期限は、発売開始の前月末日までで、かつ、発売開始予定日の10日前までとし、申込書の提出された各月末毎に決定する。なお、各期の既定件数を超過した場合は、当該月末締切時点において、抽選により対象事業の選出を行うものとする。

(報告書の提出期限)

第6条 事業完了は、旅行催行終了日とし、原則として事業完了後、1か月以内に報告書を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。